

介護保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、市区町村で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
(月額)

$$= \frac{\text{市区町村の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

令和6～8年度の介護保険料

令和6年4月から 介護保険料が決まりました。

所得段階	対 象 者		保 険 料
第1段階	本人非課税 世帯非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③前年の「その他の合計所得金額(※1) + 課税年金収入額」が80万円以下の者	25,143円
第2段階		前年の「その他の合計所得金額(※1) + 課税年金収入額」が80万円を超えて120万円以下の者	43,226円
第3段階		前年の「その他の合計所得金額(※1) + 課税年金収入額」が120万円を超える者	60,869円
第4段階	本人非課税 世帯課税	前年の「その他の合計所得金額(※1) + 課税年金収入額」が80万円以下の者	79,400円
第5段階		前年の「その他の合計所得金額(※1) + 課税年金収入額」が80万円を超える者	88,220円
第6段階	本人課税	前年の合計所得金額が80万円未満の者	97,040円
第7段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の者	101,450円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の者	119,100円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上190万円未満の者	127,920円
第10段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	158,800円
第11段階		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者	194,090円
第12段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	202,910円
第13段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	220,560円
第14段階		前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の者	229,380円
第15段階		前年の合計所得金額が700万円以上の者	238,200円

※1…「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金所得を控除した額のことを指します。

★老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

★合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。